

## 記入上の注意

1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

〔 また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 〕

2 ③の欄は、この診断書を作成するための診療日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。

3 ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。（なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。）

4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。

(1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。（無関係な欄は、斜線により抹消してください。）なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。

(2) ⑩の欄の「(1) 視力」の測定結果は、過去3か月間において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを記入してください。

5 ⑩の欄の(1) 視力の「矯正」の欄は、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力を記入してください。

なお、眼内レンズを挿入したものについては、挿入後の矯正視力を測定してください。

6 視野は、ゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものを用いて測定してください。

ゴールドマン視野計を用いる場合、中心視野の測定にはI/2の視標を用い、周辺視野の測定にはI/4の視標を用いてください。それ以外の測定方法によるときは、これに相当する視標を用いることとし、余白に測定方法を記入してください。

7 ⑩の欄の(2)②-2「中心視野の角度」は、I/2の視標を用いて各眼毎に8方向の視野の角度を該当する方向の欄に記入し、8方向の角度を合算した数値を「計」の欄に記入してください。

別紙参照

「令和4年1月1日から改正します」

視野に係る障害認定基準の改正案①: 1級・2級

障害年金における認定基準		※下線部: 改正部分	(参考)身体障害者手帳 障害程度等級表		
等級	現行	改正案	等級	H30年改正前	H30年改正後
1級 (新設)	(新設)	【ゴールドマン型視野計】 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下、かつ、両眼中心視野角度が28度以下のもの	1級		
		【自動視野計】 両眼開放視認点数が70点以下、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	2級	【ゴールドマン視野計】 両眼の視野がそれぞれ10度以内、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	【ゴールドマン型視野計】 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下、かつ、両眼中心視野角度が28度以下のもの  【自動視野計】 両眼開放視認点数が70点以下、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2級	【ゴールドマン視野計】 ①求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、両眼の視野がそれぞれ1/4の視標(周辺視野)で中心10度以内におさまり、かつ、1/2の視標(中心視野)で中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下(当該視野角度が大きい方の眼で判定)のもの  ※ 1/4の視標(周辺視野)で測定不能の場合は、求心性視野狭窄の症状を有していれば、同等のものとして認定  ②求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、1/2の視標(中心視野)で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの  (新設)	【ゴールドマン型視野計】 ①周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下、かつ、両眼中心視野角度が56度以下のもの  ②求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、1/2の視標(中心視野)で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの (注: 現行基準の範囲を改正後もカバーできるよう存置(14ページ参照))  【自動視野計】 両眼開放視認点数が70点以下、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	3級	【ゴールドマン視野計】 両眼の視野がそれぞれ10度以内、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	【ゴールドマン型視野計】 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下、かつ、両眼中心視野角度が56度以下のもの  【自動視野計】 両眼開放視認点数が70点以下、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

現行と改正案比較(視野)  
 (参考)  
 2021年内は、最高で2級  
 2022年からは、1級と3級が  
 かわるのがP+へどのような  
 影響が出るか、確認。

※ 障害年金の現行の2級の①は、平成25年の基準改正時に、「障害年金の認定(眼の障害)に関する専門家会合」の議論に基づき、当時(平成30年改正前)の身体障害者手帳3級の基準と同等となるように設定されたもの。 12

視野に係る障害認定基準の改正案②: 3級・障害手当金

障害年金における認定基準		※下線部: 改正部分	(参考)身体障害者手帳 障害程度等級表		
等級	現行	改正案	等級	H30年改正前	H30年改正後
3級	(新設)  (新設)	【ゴールドマン型視野計】 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの  【自動視野計】 両眼開放視認点数が70点以下のもの	4級	【ゴールドマン視野計】 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	【ゴールドマン型視野計】 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの  【自動視野計】 両眼開放視認点数が70点以下のもの
障害手当金	【ゴールドマン視野計】 ①求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、両眼の視野がそれぞれ1/4(周辺視野)の視標で中心の残存視野が10度以内におさまるもの。  (新設)  ②片眼ずつ1/4(周辺視野)の視標で測定し、それぞれの視野表を重ね合わせることで測定した視野の面積が生理的限界の面積の2分の1以上欠損しているもの。  ※ 中心暗点のみの場合は、原則視野障害として認定は行わないが、状態を考慮し認定。  (新設)	【ゴールドマン型視野計】 (測定方法を見直した上で、3級に位置づけ)  ①両眼中心視野角度が56度以下のもの  ②左右眼それぞれに測定した1/4(周辺視野)の視標による視野表を重ね合わせることで得た両眼による視野の面積が生理的限界の面積の2分の1以上欠損しているもの (注: 身障手帳の記載ぶりに合わせた記載だが、内容は現行どおり)  (削除)  【自動視野計】 ①両眼開放視認点数が100点以下のもの  ②両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	5級	【ゴールドマン視野計】 片目ずつ1/4(周辺視野)の視標で測定し、それぞれの視野表を重ね合わせることで測定した視野の面積が、生理的限界の面積の2分の1以上欠損しているもの。	【ゴールドマン型視野計】 ①両眼中心視野角度が56度以下のもの ②左右眼それぞれに測定した1/4(周辺視野)の視標による視野表を重ね合わせることで得た両眼による視野の面積が、生理的限界の面積の2分の1以上欠損しているもの。  【自動視野計】 ①両眼開放視認点数が100点以下のもの ②両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
				6級	

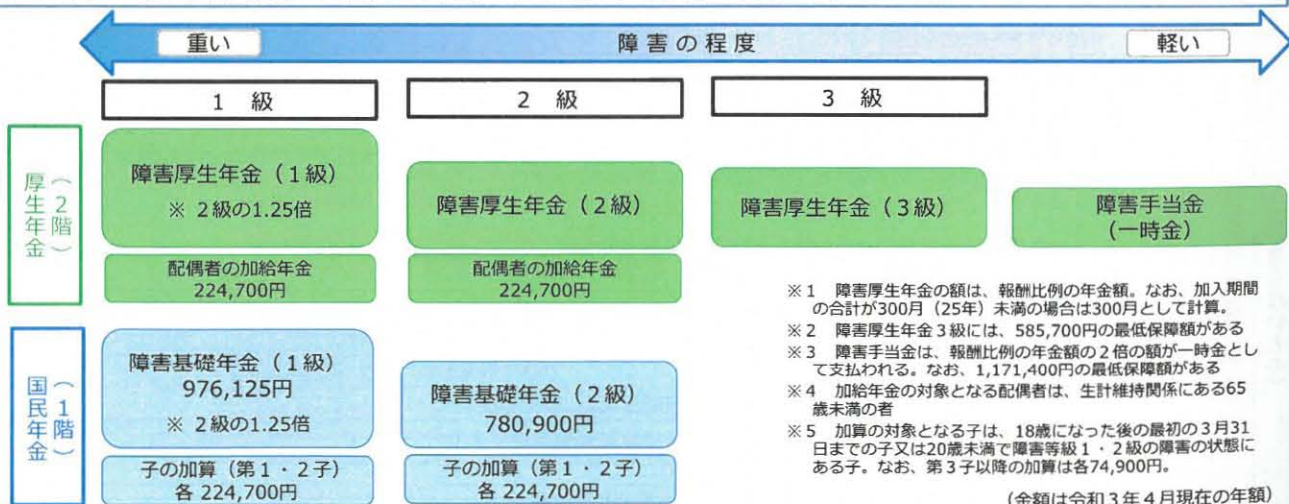
## 目の障害認定基準の改正に伴う診断書様式の改正(考え方)

- 改正後の障害認定基準に該当しているかどうかを判断するために必要な情報を把握できる診断書様式に改正する。
- 具体的には、今回の障害年金と同様、日本眼科学会・日本眼科医会の合同委員会による取りまとめ報告書等を受けて認定基準を改正した身体障害者手帳(視覚障害)の診断書様式を参照しつつ、診断書様式の改正を行う。
- 診断書を記載する医師の負担をできるだけ軽減するため、医師に視野図の記載を求めるのではなく、**診断書に視野図のコピーの添付を求めることとする。**

22

### 参考:障害年金制度の概要

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金や会社員などが加入する厚生年金がある。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給される。



障害年金の支給要件：障害年金を受けるためには、次の3つの要件を満たすことが必要。

#### ①初診日に被保険者であること

初診日において、国民年金または厚生年金保険の被保険者であるか、または、国民年金の被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の国内居住者であること

##### 【20歳前傷病による障害基礎年金】

初診日において、20歳未満であった人が、20歳に達した日において1級または2級の障害の状態にあるときは、障害基礎年金が支給される。

#### ②保険料の納付要件を満たしていること

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期満期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

##### 【上記要件を満たせない場合の特例】

初診日が令和8年4月1日前のときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

#### ③一定の障害の状態にあること

障害認定日(※)に障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級~3級)に該当すること、または障害認定日後に、障害の程度が進捗し、65歳になるまでに障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級~3級)に該当すること

※障害認定日：障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内にその傷病が治った場合(症状が固定した場合はその日)

23